

草津市屋外広告物条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市屋外広告物条例(平成24年草津市条例第16号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(広告規制型景観形成地区に係る届出)

第3条 条例第7条第5項の規定による届出は、広告規制型景観形成地区屋外広告物届出書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添付して行わなければならない。ただし、市長が必要でないと認めた場合にあつては、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 表示し、または設置する場所を示す地図(縮尺5,000分の1以上のもので、かつ、表示し、または設置する場所から半径500メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。)

(2) 色彩および意匠を明らかにした図面

(3) 形状、寸法、材料および構造を明らかにした仕様書および図面

(4) 土地または建築物等との関係を明らかにした配置図

(5) 周囲の状況が分かるカラー写真

(適用除外の基準)

第4条 条例第8条第1項第5号および第6号に規定する規則で定める基準は、表示面積の合計が5平方メートル以下のものとする。

2 条例第8条第1項第8号に規定する規則で定める基準は、くず箱、ベンチ等公共のために寄贈した物件にその寄贈者が添加する広告物で、その大きさは、表示方向から見た場合における当該物件の外郭線を1平面とみなしたものの大きさの5分の1以内のものとする。

3 条例第8条第2項第1号に規定する規則で定める基準は、表示面積の合計が、禁止地域および広告規制型景観形成地区にあつては5平方メートル以下のもの、禁止地域以外の地域にあつては10平方メートル以下のものとする。

4 条例第8条第2項第2号に規定する規則で定める基準は、表示面積が5平方メートル以下のものとする。

5 条例第8条第2項第8号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) はり紙またははり札(これらに類するものを含む。)にあつては、表示面積が1平方メートル以下であること。

(2) 立看板(これに類するものを含む。)および掲出物件(これらを支える台を含み、容易に移動させることができるものに限る。)にあつては、表示面積が2平方メートル以下であること。

(3) 広告旗(これを支える台を含む。)にあつては、表示面積が2平方メートル以

下であって、長さが3メートル以下であること。

(4) 表示面（文字、記号または図を表示する部分をいう。以下同じ。）の背景色には、原則として高彩度の色および蛍光または発光を伴う塗料または材料を用いていないこと。

(5) 表示者名または管理者名および連絡先が明示されていること。

(6) 表示し、または設置する場所または施設等の管理者（管理者がない場合にあっては、その所有者）の承諾を得て表示し、または設置するものであること。

（国および地方公共団体の通知ならびに公共的団体の届出）

第5条 条例第8条第4項の規定による通知にあっては屋外広告物通知書（別記様式第2号）に、同条第5項の規定による届出にあっては屋外広告物届出書（別記様式第3号）に、それぞれ第3条各号に掲げる書類（市長が必要でないと認めたものを除く。）を添付して行わなければならない。

（公共的団体）

第6条 条例第8条第5項に規定する公共的団体は、次に掲げるものとする。

(1) 自治会、町内会その他これらに類する住民が組織する団体

(2) 日本赤十字社

(3) 共同募金会その他社会福祉事業（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。）を行うことを目的とする団体

(4) 前3号に掲げるもののほか、屋外広告物の掲出に関する基準等を有する団体で、市長が指定するもの

2 市長は、前項第4号の団体を指定したときは、その旨を告示するものとする。

（許可の申請）

第7条 条例第10条第1項の申請書は、屋外広告物許可申請書（別記様式第4号）とする。

2 条例第10条第1項に規定する規則で定める書類は、第3条各号に掲げる書類および申請に係る掲出物件の管理者が条例第10条第2項の規定の適用を受ける場合にあっては、当該管理者が滋賀県屋外広告物条例（昭和49年滋賀県条例第51号。以下「県条例」という。）第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面（市長が必要でないと認めた書類を除く。）とする。

（許可の期間）

第8条 条例第11条の許可期間は、別表第1のとおりとする。

（許可の基準）

第9条 条例第12条第1項に規定する許可の基準は、別表第2のとおりとする。

（完了届）

第10条 条例第13条の規定による届出は、屋外広告物設置完了届（別記様式第5号）に、広告物または掲出物件のカラー写真および条例第10条第2項に規定する確認を

受けた広告物または掲出物件にあつては当該確認を受けたことを証する書面の写しを添付して行わなければならない。

(変更届)

第11条 条例第14条の規定による届出は、住所氏名変更届出書(別記様式第6号)に、当該届出が条例第10条第2項の規定の適用を受ける管理者の変更に係るものである場合にあつては当該変更後の管理者が県条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付して行わなければならない。

(許可証票および許可印)

第12条 条例第15条第2項に規定する許可証票は、屋外広告物許可証票(別記様式第7号)とし、同条第3項に規定する許可印は、屋外広告物許可印(別記様式第8号)とする。

(変更または継続の許可申請)

第13条 条例第16条第1項の規定による変更の許可の申請は、屋外広告物変更許可申請書に、第3条第1号に規定する書類のほか、変更に係る同条第2号から第5号までに掲げる書類および変更により新たに掲出物件の管理者が条例第10条第2項の規定の適用を受けることとなる場合にあつては当該管理者が県条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類を添付して行わなければならない。

2 条例第16条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な改装または改造は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告物または掲出物件の塗替え(色彩および意匠を変更しないものに限る。)、補強、修繕その他許可広告物等の管理上必要な行為
- (2) 広告物または掲出物件の規模の縮小で、色彩、意匠、形状、材料および構造を大幅に変更しないもの
- (3) 掲示板その他はり紙等の定期的な掲出を目的とする掲出物件に掲出するはり紙等のはり替え
- (4) 許可を受けた掲出物件に店舗、劇場その他の常設興行場等の営業または催事の内容を表示する広告物の定期的な取替えまたは書換えで、表示者および管理者の変更ならびに表示面積の拡大がないもの

3 条例第16条第2項の規定による継続の許可の申請は、屋外広告物継続許可申請書に、第3条第1号に規定する書類および当該申請に係る広告物または掲出物件のカラー写真ならびに当該申請が広告板もしくは広告塔(ネオン類照明広告物を含む。以下同じ。)、アーチ広告物または広告幕を掲出する物件に係るものである場合にあつては屋外広告物安全点検調書(別記様式第9号)を添付して行わなければならない。

4 前項の調書は、条例第10条第1項第2号に規定する管理者が作成したものでなければならない。

(除却届)

第14条 条例第18条第2項の規定による届出は、屋外広告物除却届出書(別記様式第10号)に、当該届出に係る広告物または掲出物件の除却後の現況写真を添付して、行わなければならない。

(違反広告物である旨の表示方法等)

第15条 条例第22条第1項の規定による表示は、証票(別記様式第11号)を広告物または掲出物件にはり付けることにより行う。

2 前項の証票は、広告物または掲出物件の主たる表示の内容を損なわない箇所にはり付けるものとする。

3 条例第22条第2項の規定により公表する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 違反の内容
- (2) 広告物または掲出物件の表示の内容
- (3) その他の広告物または掲出物件の特定に必要な事項

(保管広告物等の公示の方法)

第16条 条例第23条第2項に規定する公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 条例第23条第1項各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間(条例第24条第1項第1号に該当する広告物については、2日間)、草津市役所前掲示場に掲示すること。

(2) 条例第24条第1項第2号に該当する広告物または掲出物件については、前号の公告の期間が満了してもなお当該保管広告物等の所有者等の氏名および住所を知ることができないときは、当該公告の要旨を告示すること。

2 条例第23条第3項の規則で定める場所は、草津市役所都市建設部景観課とする。
(保管広告物等の売却手続)

第17条 市長は、条例第24条第3項本文に規定する競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに、当該保管広告物等の種類、数量その他必要な事項を公告しなければならない。

2 市長は、条例第24条第3項本文に規定する競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3者以上の入札者を指名し、かつ、それらの者に当該保管広告物等の種類、数量その他必要な事項をあらかじめ通知しなければならない。

3 市長は、条例第24条第3項ただし書に規定する随意契約によろうとするときは、当該保管広告物等の種類、数量その他必要な事項を示して、なるべく2者以上の者から見積書を徴さなければならない。

(受領書)

第18条 条例第25条に規定する受領書は、保管広告物等受領書(別記様式第12号)とする。

(身分証明書)

第19条 条例第26条第2項に規定する身分証明書は、立入検査員身分証明書(別記様式第13号)とする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年1月1日から施行する。

(条例付則第2条第4項に規定する計画書)

2 条例付則第2条第4項に規定する計画書に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表第1（第8条関係）

種類	定義	許可期間
看板、広告板および広告塔（これらに類するネオン類照明広告物を含む。）ならびにこれらを掲出する物件（以下「広告板等」という。）	木または金属等の耐久性のある材料を使用して作製され、堅ろうな構造を持つもので、土地に建植され、または建築物その他の土地に定着する工作物に固定されるもの	3年以内 （条例第11条第2項各号の基準に適合するものについては、6年以内）の期間
立看板（スタンド型立看板を含む。）	工作物その他の物件に立て掛けられ、または独立して立つもので、容易に移動させることができるもの	6月以内の期間
広告旗（これを支える台を含む。）	工作物その他の物件に取り付けられ、または独立して立つもので容易に移動または取り外すことができるもの	6月以内の期間
はり紙（つり下げのものを含む。）	紙等を使用して作製されたもので建築物その他の物件にはり付けるもの	2月以内の期間
はり札	板等に紙等をはり、または板等に直接塗装し、もしくは印刷したもののうち、建築物その他の工作物等に取り付けられるもので、容易に取り外すことができるもの	1年以内の期間
電柱および街灯柱広告物ならびにこれらに類するもの（以下「電柱広告物」という。）	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製されたものを電柱に取り付けて表示するもの	1年以内の期間
アーチ広告物	木、金属等の耐久性のある材料を使用して作製され、道路を横断して建植されるもの	3年以内の期間
広告幕	建物その他を利用して布または網等に広告内容を掲げて表示するもの	2月以内の期間
アドバルーン	気球またはその下に広告網等をつけて掲揚し、表示するもの	1月以内の期間

ぼんぼり	布または木等の材料を使用して作製したものまたはこれに広告内容を添加して表示するもの	2月以内の期間
------	---	---------

備考 この表に定めのない広告物または掲出物件については、最も類似したものを適用するものとする。

別表第2（第9条関係）

1 一般基準

- (1) 都市および自然美を損なわないように表示し、かつ、面積、色彩、形状、意匠等を周囲の景観に調和させること。
- (2) 原則として表示面の下地の色は、黒および高彩度色を使用しないこと。
- (3) 表示面の下地以外において高彩度色を使用する場合は、その表示部分を最小にとどめること。
- (4) 蛍光または発光を伴う塗料または材料を用いないこと。
- (5) 照明を伴うものにあつては、昼間においても良好な景観または風致を害しないこと。
- (6) ネオンサインまたはこれに類するものにあつては、その点滅速度は努めて緩やかなものとする。

2 条例第6条の許可基準に係る地域区分

- (1) 条例第7条第1項に規定する広告規制型景観形成地区は、都市計画道路大江霊仙寺線のうち、供用開始区域および事業認可区域で、道路境界から30メートル以内の地域とする。
- (2) 第1種許可地域は、草津市景観計画で定める幹線道路軸（以下「幹線道路軸」という。）または県道大津能登川長浜線の道路境界から30メートル以内、鉄道（東海道新幹線を除く。以下同じ。）から100メートル以内、高速自動車国道または東海道新幹線から500メートル以内の地域とする。ただし、(1)および(4)に掲げる地域を除く。
- (3) 第2種許可地域は、(1)、(2)および(4)に掲げる地域および条例第5条に規定する禁止地域以外の地域とする。
- (4) 第3種許可地域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域および準住居地域とする。ただし、(1)に掲げる地域を除く。

3 広告規制型景観形成地区における許可基準

- (1) 自家用広告物（自己の氏名、名称、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するため自己の住所または事業所、営業所もしくは作業場に表示する広告物またはその掲出物件をいう。以下同じ。）

ア 広告板等

(7) 建築物と一体となった広告物

広告物の種類	規格等
屋上広告物（建築物の屋上等を利用して表示し、または設置する広告物または掲出物件をいう。以下同じ。）	設置を許可しない。
壁面広告物（建築物の壁面を利用して表示し、または設置する広告物または掲出物件（突き出すものを除く。）をいう。以下同じ。）	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は、表示される壁面の面積の4分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、または設置するものであること。
突出広告物（建築物の外壁面から突き出して表示し、または設置する広告物または掲出物件をいう。以下同じ。）	<ol style="list-style-type: none"> 1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあっては地上から2.7メートル以上、車道上にあっては地上から4.7メートル以上であること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。

備考

- 1 同一敷地内における表示面積の合計は、15平方メートル以下であること。
- 2 表示面の下地の色は、0.1YRから10Yまでの色相を使用する場合は彩度10を超えないものとし、0.1GYから10Rまでの色相を使用する場合は彩度8を超えないものとする。
- 3 表示面の下地以外に置いて、以下に示す高彩度色を使用する場合は、広告物の面積全体の2分の1を超えることはできない。

規制対象（色相）	彩度
----------	----

R系	6以上
R系以外	8以上

(イ) 野立広告物（木、金属等の耐久性のある材料を使用して作成されたものであって、土地に建植されるものをいう。以下同じ。）

広告物の種類	規格等
野立広告物	地上からの高さは10メートル以下であり、かつ、幅は4.5メートル以下であること。

備考

- 1 同一敷地内における表示面積の合計は、15平方メートル以下であること。
- 2 表示面の下地の色は、0.1YRから10Yまでの色相を使用する場合は彩度10を超えないものとし、0.1GYから10Rまでの色相を使用する場合は彩度8を超えないものとする。
- 3 表示面の下地以外において、以下に示す高彩度色を使用する場合は、広告物の面積全体の2分の1を超えることはできない。

規制対象（色相）	彩度
R系	6以上
R系以外	8以上

イ その他の広告物

広告物の種類	規格等
立看板、広告旗、はり紙、はり札、アーチ広告物、広告幕、アドバルーンおよびぼんぼり	一般基準を適用する。

(2) 自家用以外の広告物

ア 広告板等

広告物の種類	規格等
建築物と一体となった広告物	1 一方向から見た表示面積の合計は、3平方メートル以下（ただし、2以上の者が共同で同一の広告物に表示し、または設置する場合にあっては、5平方メートル以下）であること。
	道標、案内図板（広告表示面の40パーセント以上が「案内内容」であるもの

	をいう。以下同じ。)の類	2 同一の表示者が表示し、または設置する広告物にあつては、広告物間の距離は500メートル以上であること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
	道標、案内図板の類以外	設置を許可しない。
野立広告物	道標、案内図板の類	1 一方向から見た表示面積の合計は、3平方メートル以下（ただし、2以上の者が共同で同一の広告物に表示し、または設置する場合にあつては、5平方メートル以下）であること。 2 地上から広告物の上端までの高さは、4.5メートル以下であること。 3 同一の表示者が表示し、または設置する広告物にあつては、広告物相互間の距離は500メートル以上であること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
	道標、案内図板の類以外	設置を許可しない。

イ 電柱の類を利用する広告物

広告物の種類	規格等
巻付け広告物	下端の高さは地上から1.2メートル以上で、長さは1.8メートル以下であること。
袖付け広告物	1 下端の高さは歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上で、長さは1.5メートル以下、突出し幅は0.9メートル以下であり、表示面積は1.2平方メートル以下であること。 2 原則として車道側に向けて設置しないこと。

備考

- 1 広告物の個数は、1柱につき巻付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内であること。
- 2 道標、案内図板であること。

ウ その他の広告物

広告物の種類	規格等
立看板、広告旗、はり紙、はり札、アーチ広告物、広告幕、アドバルーンおよびぼんぼり	設置を許可しない。

4 第1種許可地域、第2種許可地域および第3種許可地域における許可の基準

(1) 自家用広告物

ア 広告板等

(ア) 建築物と一体となった広告物

地域 広告物の種類	第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域
屋上広告物	<p>1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2の範囲内であって、かつ、20メートル以下であること。</p> <p>2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。</p> <p>3 広告物または掲出物件を支持する支柱等は見えないよう外枠等で覆われていること。</p>		<p>1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2の範囲内であって、かつ、10メートル以下であること。</p> <p>2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。</p> <p>3 広告物または掲出物件を支持する支柱等は見えないよう外枠等で覆われていること。</p>

壁面広告物	<p>1 表示面積は、表示される壁面の面積の2分の1以下であること。</p> <p>2 壁面内で表示し、または設置するものであること。</p>	<p>1 表示面積は、表示される壁面の面積の3分の1以下であること。</p> <p>2 壁面内で表示し、または設置するものであること。</p>
突出広告物	<p>1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。</p> <p>2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。</p> <p>3 上端は、取付壁面の地上からの高さを超えないものであること。</p>	

(イ) 野立広告物

項目	地域		
	第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域
広告物の高さ（地上からの高さ。以下同じ。）	20メートル以下		10メートル以下

イ その他の広告物

広告物の種類	規格等
立看板、広告旗、はり紙、はり札、アーチ広告物、広告幕、アドバルーンおよびぼんぼり	一般基準を適用する。

(2) 自家用以外の広告物

ア 広告板等

(ア) 建築物と一体となった広告物

<div style="text-align: center;">地域</div> <div style="text-align: center;">広告物の種類</div>	第1種許可地域	第2種許可地域	第3種許可地域
屋上広告物	<p>1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの2分の1の範囲内であって、かつ、10メートル以下であること。</p> <p>2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。</p> <p>3 広告物または掲出物件を支持する支柱等は見えないよう外枠等で覆われていること。</p>		<p>1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの2分の1の範囲内であって、かつ、5メートル以下であること。</p> <p>2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。</p> <p>3 広告物または掲出物件を支持する支柱等は見えないよう外枠等で覆われていること。</p>
壁面広告物	<p>1 表示面積は、表示される壁面の面積の2分の1以下であること。</p> <p>2 壁面内で表示し、または設置するものであること。</p>		<p>1 表示面積は、表示される壁面の面積の3分の1以下であること。</p> <p>2 壁面内で表示し、または設置するものであること。</p>
突出広告物	<p>1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。</p>		

	<p>2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上であること。</p> <p>3 上端は、取付壁面の地上からの高さを超えないものであること。</p>
--	--

(イ) 野立広告物

a 第1種許可地域における広告物

(a) 道標、案内図板の類

地域	高速自動車国道および東海道新幹線から500メートル以内の地域	一般国道全線および県道大津能登川長浜線から30メートル以内の地域	幹線道路軸（一般国道全線および県道大津能登川長浜線を除く。）から30メートル以内の地域	鉄道から100メートル以内の地域
項目				
広告物相互間の距離	同一の表示者が表示し、または設置する場合にあつては、広告物相互の距離をそれぞれ100メートル以上とすること。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。			
広告物の高さ	4.5メートル以下			
広告物の表示面積（一方向から見た面積。以下同じ。）	5平方メートル以下であること。ただし、2以上の者が共同で同一の広告物に表示し、または設置する場合にあつては、8平方メートル以下であること。			

(b) (a)に掲げる広告物以外の広告物
設置を許可しない。

b 第2種許可地域および第3種許可地域における広告物

項目 \ 地域	高速自動車国道および東海道新幹線から500メートル以上1,0	一般国道全線および県道大津能登川長浜線から30メートル以上5	幹線道路軸（一般国道全線および県道大津能登川長浜線を除く。）	鉄道から100メートル以上500メートル以内の地域
---------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	---------------------------

	00メートル以内の地域	00メートル以内の地域	から30メートル以上の地域	
広告物相互間の距離	300メートル以上	100メートル以上	基準なし	100メートル以上
広告物の高さ	野立広告板	4.5メートル以下		
	野立広告塔	10メートル以下		
広告物の表示面積	野立広告板	30平方メートル以下		
	野立広告塔	1面の幅が2メートル以下 20平方メートル以下		

イ 電柱の類を利用する広告物

広告物の種類	規格等
巻付け広告物	下端の高さは地上から1.2メートル以上で、長さは1.8メートル以下であること。
袖付け広告物	1 下端の高さは歩道上にあっては地上から2.7メートル以上、車道上にあっては地上から4.7メートル以上で、長さは1.5メートル以下、突出し幅は0.9メートル以下であり、表示面積は1.2平方メートル以下であること。 2 原則として車道側に向けて設置しないこと。

(注) 広告物の個数は、1柱につき巻付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内であること。

ウ その他の広告物

広告物の種類	規格等
立看板、広告旗、はり紙、は	一般基準を適用する。

り札、アーチ広告物、広告幕、アドバルーンおよびぼんぼり

5 条例第8条第3項の許可の基準

(1) 自家用広告物

ア 広告板等

(ア) 建築物と一体となった広告物

区域 広告物の種類	条例第5条第6号に掲げる区域(草津市景観計画に定める河川軸および緑軸を除く。)	条例第5条第6号に掲げる区域以外の区域ならびに草津市景観計画に定める河川軸および緑軸
屋上広告物	設置を許可しない。	<ol style="list-style-type: none"> 1 高さは、地上から広告物を設置する箇所までの高さの3分の2の範囲内であって、かつ、3メートル以下であること。 2 屋上等の水平投影面をはみ出さないものであること。 3 広告物または掲出物件を支持する支柱等は見えないよう外枠等で覆われていること。
壁面広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は、表示される壁面の面積の4分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、または設置するものであること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は、表示される壁面の面積の3分の1以下であること。 2 壁面内で表示し、または設置するものであること。
突出広告物	<ol style="list-style-type: none"> 1 突出し幅は、取付壁面から1.5メートル以下であり、かつ、道路上に突き出す場合には、道路上への突出し幅は1メートル以下であること。 2 下端の高さは、歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上で 	

	あること。 3 上端は、取付壁面の高さを超えないものであること。
--	-------------------------------------

(注) 同一敷地内における表示面積の合計は、15平方メートル以下であること。ただし、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（同号に規定する第1種低層住居専用地域および第2種低層住居専用地域を除く。）が定められている地域（以下「特定用途地域」という。）に所在するものについては、この限りでない。

(イ) 野立広告物

区域 広告物の種類	条例第5条第6号に掲げる区域(草津市景観計画に定める河川軸および緑軸を除く。)	条例第5条第6号に掲げる区域以外の区域ならびに草津市景観計画に定める河川軸および緑軸
野立広告物	1 高さは、地上から10メートル以下であること。 2 幅は、4.5メートル以下であること。ただし、特定用途地域に所在するものについては、この限りでない。	高さは、地上から10メートル以下であること。

イ その他の広告物

広告物の種類	規格等
立看板、広告旗、はり紙、はり札、アーチ広告物、広告幕、アドバルーンおよびぼんぼり	一般基準を適用する。

(2) 自家用以外の広告物

ア 広告板等

(ア) 道標、案内図板の類

区域 広告物の種類	条例第5条第6号に掲げる区域(草津市景観計画に定める河川軸および緑軸を除く。)	条例第5条第6号に掲げる区域以外の区域ならびに草津市景観計画に定める河川軸および緑軸

建築物と一体となった 広告物	<p>1 一方向から見た表示面積の合計は、3平方メートル以下（ただし、2以上の者が共同で同一の広告物に表示し、または設置する場合にあっては、5平方メートル以下であること。</p> <p>2 同一の表示者が表示し、または設置する広告物にあっては、広告物間の距離は500メートル以上であること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>1 一方向から見た表示面積の合計は、5平方メートル以下（ただし、2以上の者が共同で同一の広告物に表示し、または設置する場合にあっては、8平方メートル以下）であること。</p> <p>2 同一の表示者が表示し、または設置する広告物にあっては、広告物間の距離は500メートル以上であること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。</p>
野立広告物	<p>1 一方向から見た表示面積の合計は、3平方メートル以下（ただし、2以上の者が共同で同一の広告物に表示し、または設置する場合にあっては、5平方メートル以下）であること。</p> <p>2 地上からの高さは、4.5メートル以下であること。</p> <p>3 同一の表示者が表示し、または設置する広告物にあっては、広告物間の距離は500メートル以上であること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。</p>	<p>1 一方向から見た表示面積の合計は、5平方メートル以下（ただし、2以上の者が共同で同一の広告物に表示し、または設置する場合にあっては、8平方メートル以下）であること。</p> <p>2 地上からの高さは、4.5メートル以下であること。</p> <p>3 同一の表示者が表示し、または設置する広告物にあっては、広告物間の距離は500メートル以上であること。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。</p>

(イ) (ア)に掲げる広告物以外の広告物

設置を許可しない

イ 電柱の類を利用する広告物

広告物の種類	規格等
--------	-----

巻付け広告物	下端の高さは地上から1.2メートル以上で、長さは1.8メートル以下であること。
袖付け広告物	1 下端の高さは歩道上にあつては地上から2.7メートル以上、車道上にあつては地上から4.7メートル以上で、長さは1.5メートル以下、突出し幅は0.9メートル以下で、表示面積は1.2平方メートル以下であること。 2 原則として車道側に向けて設置しないこと。

(注) 1 広告物の個数は、1柱につき巻付けにする広告物1巻きと袖付けにする広告物1個以内であること。

2 道標、案内図板であること。

ウ その他の広告物

広告物の種類	規格等
立看板、広告旗、はり紙、はり札、アーチ広告物、広告幕、アドバルーンおよびぼんぼり	設置を許可しない。